

引越見積りの注意事項

平成30年6月1日より引越のルール（標準引越運送約款）が変わります。見積りをもらった際には下記の内容を確認しましょう。

- 「運賃」と「料金」が見積書に記載されているか
- 解約・延期手数料が分かるように示されているか

<運賃>

荷物を運ぶために使用する車両です。距離制と時間制があります。大きさ（2t車、4t車等）と台数がきちんと書かれていることを確認しましょう。

※人員輸送車、荷役車両、車両留置料、高速道路使用料、フェリー代等は運賃ではなく実費、立替金となり解約・延期手数料の対象とはならないので運賃欄とは別の記載になっていることを確認しましょう。

<料金>

「料金」と書かれている項目を確認しましょう。新しい約款で定められた料金は、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り、開梱に係わる人件費のみとなっています。

それぞれの人数と金額が明確に記載されていることを確認しましょう。

※積込み、取卸し、搬出、搬入に係わる人件費が荷役作業員とまとめて記載される場合もあります。

以上